鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会)(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男(鳥取市東町一丁目220番地)

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

203,880,000円(債務負担行為額 203,880,000円)

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料		
令和6年度	40,776,000円		
令和7年度	40,776,000円		
令和8年度	40,776,000円		
令和9年度	40,776,000円		
令和10年度	40,776,000円		

4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

「選定理由」

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、文化活動の振興や障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できるため。

5 応募者(1者)

応 募 者	所 在 地	代表者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等			
張 漢賢 (委員長)	公立鳥取環境大学環境学部 教授			
下浦 友紀	税理士			
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会			
上原 佑希子	鳥取障がい者水泳協会 理事			
小川 敦司	倉吉自然科学研究会			
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長			

7 審査結果

(1) 選定基準

	化基中 四		
	選定基準	審 査 項 目	配点
1	施設の平等な利用を確保するの	(1) 管理の基本的な考え方の適合性	(必須) ※平等な
	に十分なものであること。	ア 施設設置目的の理解	利用が確
	(指定手続条例第5条第1号)	イ 指定管理者を希望する理由	保できな
		ウ 管理運営の方針	いと認め
			られる場 合は失格
2		(1)施設の設置目的に沿ったサービス・事業	1187011
	るものであること。	の内容(サービス向上策、利用促進策等、	
	(指定手続条例第5条第2号)	利用者等の要望の把握及び対応方針)	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(2)施設管理(施設設備の維持管理、衛生管	
		理等)	
		(3)料金設定(開館時間、休館日、利用料金等)	
		(4)事故・事件の防止措置、緊急時の対応	
		(5) 個人情報保護等への対応	7 0
		(6)スポーツ教室の普及振興の考え方、普及	. 0
		振興事業の企画力	
		(7)スポーツクライミングの普及振興の考え	
		方、普及振興事業の企画力、利用者への指	
		導方法	
		(8)障がい者に優しい施設利用及び障がい者	
		スポーツの普及振興の取組の企画力	
3	<u></u> 管理に係る経費の効率化が図ら	(1) 収支計画及び見積内容	
0	れるものであること。	(2) 県の委託料額の多寡	2 0
	(指定手続条例第5条第2号)	(4) 尔沙安比州顿沙多芬	20
4	管理を安定して行うために必要	(1)法人等の財政基盤、経営基盤	
4		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	な人員及び財政的基礎を有して	(2)組織及び職員の配置等	
	おり、又は確保できる見込みがあ	(3)現在の施設職員の継続雇用に関する方針	
	ること。	(4)関係法令に係る監督行政機関からの指導	
	(指定手続条例第5条第3号)	等の状況	
		(5)法人等の社会的責任の遂行状況	3 6
		アー障がい者雇用	
		イ 男女共同参画推進企業の認定	
		ウ ISO・TEASの認証等	
		エ 家庭教育推進協力企業の協定締結	
		オーあいサポート企業等の認定	
		(6)管理運営実績評価	

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(公財)鳥取県スポーツ協会
基準1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準2 (施設の効用発揮)	7 0	34.6
基準3(経費の効率化)	2 0	8. 3
基準4 (管理の安定性)	3 6	16.8
合 計	1 2 6	59.8
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見】

主な審査項目について

- ○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】
 - ・とても真摯に取り組んでおられるように感じられた。
 - ・熱中症への対応も考えられているが、施設側から利用者へ休憩を呼びかけるといった対 応があるとなおよいと思う。
- ○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】
 - ・クライミング施設の観戦スペースなどの充実化が出来ればいいと思う。

•

- ○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】
 - ・特に意見なし。
- ○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】
 - ・特に意見なし。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

- (1) 開館時間・休館日(現行どおり)
 - ○開館時間:午前9時から午後10時まで
 - ○休 館 日:年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (2) 利用料金・減免
 - ○利用料金:現行どおり
 - ○減免基準:現行どおり
- (3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容
 - ・JOC ((公財) 日本オリンピック委員会) 認定競技別強化センターに指定されている強みを生かし、"クライミングの聖地"として鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携し、初心者から上級者まで幅広い層に対してクライミング教室を開催するとともに、クライミングの普及拠点となるよう努める。
 - ・日本山岳・スポーツクライミング協会公認資格者による同協会のマニュアルに沿った安心安全 なクライミング指導を実施する。
 - ・県民の日やスポーツ日などに合わせて施設主催のスポーツイベントを実施する。
 - ・文化の普及振興及び生きがいや趣味づくりに寄与し、日々の活力につながるよう文化教室を実

施する。

- ・筆談や多言語での対応が必要な接客をスムーズに行うため「レルクリア」を受付にて活用して いる。
- ・様々な国の方の案内に対応するため翻訳カメラ機能アプリを搭載したタブレットを導入している。

(4) 利用促進のための取組

- ・誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう低料金のスポーツ教室を実施する。
- ・ロビーを有効活用して、鳥取県ゆかりのスポーツ関連情報やマンガコーナー、健康相談コーナーを設ける。
- ・施設内にアートオブジェや観葉植物の展示などくつろぎの空間を提供する。
- ・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進する とともに、障がい者を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。
- ・県外からの大学合宿などに「合宿助成制度」を活用し、誘致を促進する。
- ・夏休み期間中の3日間に、児童生徒を対象とした、高校生ボランティアによる学習指導やクライミングを体験することが出来る「サマースタディ」を開催する。

(5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。
- ・職員が除雪作業や除草作業、クライミングホールドの洗浄作業などを実施することにより、経 費削減を図る。